

障害福祉サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱い（標準例）

1 対象

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく施設又は事業所（以下「事業者」という。）

2 報告を要する事故等

事業者は、次の①～④の場合、事業者を指定する県又は市町及び事故にあった利用者の支給決定市町等（以下「県等」という。）へ速やかに報告してください。

報告事項区分	留意事項
① サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none">報告を要するケガの程度は外部の医療機関で治療を受けた場合を原則とし、事業者側の過失の有無を問いません。 ※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除きます。ケガの程度にかかわらず、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合も報告してください。「サービスの提供による」とは、送迎・通院中のほか、自損事故も含みます。利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告してください。
② 食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none">MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、ノロウイルス、その他の感染症が発生した以下の場合とする。 イ) 同一の感染症若しくは食中毒（それらによると疑われる場合含む）による死亡者又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合 ロ) 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ハ) イ) 及びロ) に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合関連する法に定める届け出義務がある場合は、これに従うものとする。
③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生	<ul style="list-style-type: none">利用者の処遇に影響があるものとする。 【例】職員による利用者への虐待 利用者からの預かり金の横領 利用者等の保有する財産を滅失させた 等
④ その他、報告が必要と認められる事故の発生	【例】 サービス提供中に行方不明になった 火災の発生 等

3 報告の方法

- 事業者は、事故等が発生した場合、速やかに県等へ別紙1によりFAX又はメールで報告（第一報）してください。なお、報告書のうち、個人情報に該当する部分は伏せて送付し、送付確認のための電話連絡の際に個人情報部分を口頭で伝えてください。
- 事業者は、その後の経過について、順次県等へ報告してください。（様式は任意）
- 事故処理の区切りがついたところで、別紙2「障害福祉サービス事業者等事故等報告書」に整理をし、報告をしてください。

※様式については、市町で既に定められた様式がある場合は、それを用いても差し支えありません。

4 報告先

事業者は、事故等が発生した場合、次のすべてに報告をしてください。

- ケガ等をした利用者の支給決定市町村
- 事業者を指定する県又は市町
- 事業所が所在する市町

5 その他

この取扱いは標準例であり、各市町が既に要領等を定めている場合は、その指示に従ってください。